

# 高校生等奨学給付金(国公立) 令和2年度 家計急変世帯対象

新型コロナウイルス  
感染症対応

## 制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等(コロナ以外の理由も含む)により保護者等の収入が減少し、非課税世帯相当と認められる世帯を対象に給付を行います。

## 対象となる方 次の条件をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 **家計が急変し、保護者等の収入が非課税世帯相当と認められる世帯**  
(ただし、令和2年7月1日現在生活保護を受給している世帯の方、令和2年度住民税が非課税の世帯は、家計急変による申請ではなく、今後お知らせする通常申請で申し込んでください)

### 所得割合算額の見込が非課税相当と認められる例

<家計急変の理由>

- ・保護者の失職(定年退職・契約満了は対象外)、倒産など
- ・コロナの影響、病気等による減収

<年収見込額の推計>

- ・収入見込額には退職金・失業手当は含めない。
- ・会社作成の給与見込等がない場合は、3か月の平均給料額×12月

世帯構成	年収見込
2人世帯	2,044,000円未満
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満
6人世帯	3,700,000円未満

## 申請方法

- ・希望される方は、各学校の事務室で「**家計急変用の申請書**」を受け取ってください。
- ・提出書類の詳細は申請書配付時にお知らせします。  
(家計急変を証明する書類、家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類、保護者の扶養人数等が確認できる書類などが必要となります。)
- ・富山県内の国公立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に住んでいる場合は保護者がお住いの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

「家計急変」と  
申し出てください!!

**提出期限** 令和2年7月10日(金) ※その後は随時(令和3年2月末まで)

**提出先** 各学校の事務室

**給付額** 記載金額は年額

全日制・定時制	通信制	専攻科
84,000円(第1子)	36,500円	36,500円
129,700円(第2子以降)		

7月以降の家計急変の申請については、申請を受け付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、金額が異なります。  
(例) 10月申請の全日制第1子の場合  
84,000円×5月(11~3月)÷12=35,000円

ICT機器(携帯電話含む)を利用してオンライン授業・家庭学習を行う通信費分として、さらに10,000円を加算します。(7月以降の家計急変の申請については申請月に応じて加算額も算定します。)

問い合わせ先: 高岡工芸高校 事務室 電話番号: 0766-21-1630 (平日 8:30~17:00)

# 家計急変 高校生等奨学給付金 対象確認シート（国公立の場合）

はい → いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります

はい ↓

いいえ → 保護者の居住地の都道府県にお問合せ下さい

7月1日現在（又は7月以降家計急変の場合はその翌月1日）、学校に在籍していますか？

はい ↓

いいえ → 給付金非該当

7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

はい → 家計急変非該当 → 令和2年度給付金対象

いいえ ↓

保護者等全員の令和2年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

はい → 家計急変非該当 → 令和2年度給付金対象

いいえ ↓

家計急変により、保護者等全員の年収見込が非課税世帯相当と認められる世帯ですか？

はい ↓

いいえ → 給付金非該当

扶養している高校生のうち、通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい ↓

いいえ ↓

通信制又は専攻科に通うのは生徒本人ですか？

はい ↓

いいえ ↓

専攻科の生徒ですか？

はい ↓

いいえ ↓

高校生等以外で15歳（中学生除く）以上23歳未満の、保護者の扶養親族である兄弟姉妹はいいますか？

はい ↓

いいえ ↓

世帯に複数の高校生等がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

申請する高校生等には、高校生等の兄・姉がいますか？

はい ↓

いいえ ↓

36,500円  
専攻科

36,500円  
通信制

129,700円  
第2子以降

84,000円  
第1子

非課税世帯の金額を給付

※健康保険証で扶養確認の上、「第2子以降」の支給額に該当しない場合があります。

※7月以降の家計急変については、申請を受付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、上記の金額とは異なります。

ICT機器（携帯電話含む）を利用してオンライン授業・家庭学習を行う通信費分として、さらに10,000円を加算します。（7月以降の家計急変の申請については申請月に応じて加算額も算定します。）

6月末までの家計急変（7月10日までの申請）による給付金の支給決定については、9月下旬頃（予定）に学校を通じて連絡いたします。

※申請書提出後、就職等や、増給により家計急変が解消された場合は、必ず申し出てください。